

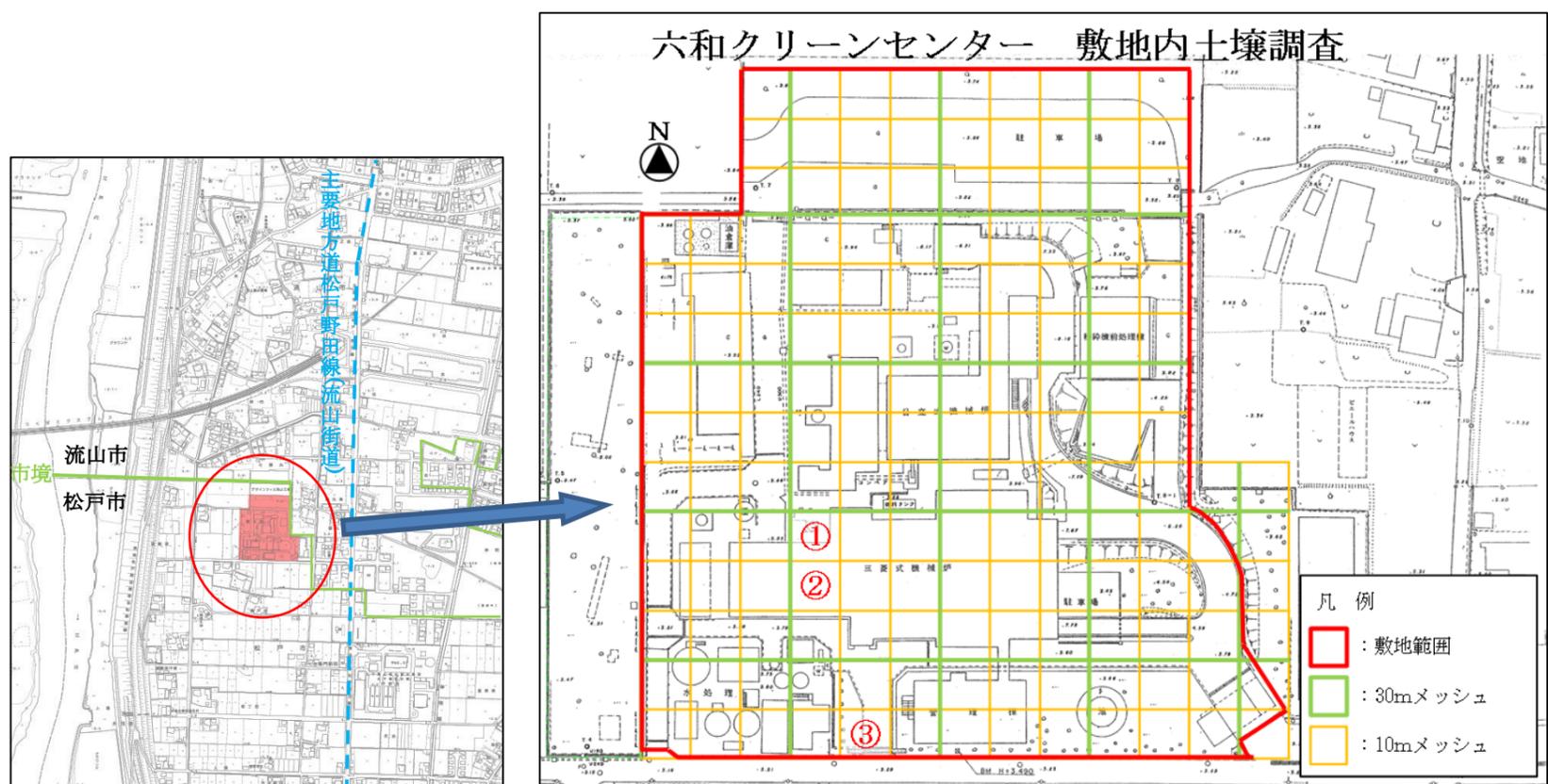
1 解体工事着手前に実施した調査の結果

(1) 敷地内土壌調査結果

本調査は、平成26年度の予備調査及び土地の履歴調査から「土壌汚染対策法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に準じて実施しました。その結果、六和クリーンセンター敷地内の土壌で、「鉛及びその化合物」・「ふっ素及びその化合物」・「ダイオキシン類」において環境基準値を超えた地点（各物質で1地点、計3地点）が判明しました。

土壌汚染対策法で定められた特定有害物質（「鉛及びその化合物」・「ふっ素及びその化合物」含む）の調査については、30mメッシュの3地点、10mメッシュの20地点、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「ダイオキシン類」については、10mメッシュの30地点について調査しました。

- ・平成26年度実施の予備調査について：[別紙資料1](#)
- ・平成28年度実施の敷地内土壌調査について：[別紙資料2](#)



地点	項目	検査内容	環境基準値	検査結果	汚染深度
①	鉛及びその化合物	含有量試験	150mg/kg	610mg/kg	0.5m
②	ふっ素及びその化合物	溶出量試験	0.80mg/l	0.88mg/l	1.0m
③	ダイオキシン類	含有量試験	1,000pg-TEQ/g	3,300pg-TEQ/g	0.1m

その他の項目では、環境基準値を超えるものはありませんでした。

- ・調査項目及び環境基準について：[別紙資料3](#)



試料採取写真(地点①)



試料採取写真(地点②)

(2) 敷地内大気調査結果

地点③については、敷地境界であるため、大気中のダイオキシン類濃度を測定しました。調査の結果、環境基準値を満たしておりました。なお、千葉県が公表している「平成27年度ダイオキシン類に係る一般大気環境測定結果」によると、松戸市の代表地点3地点(根本・五香西・二ツ木)の平均は0.034pg-TEQ/m³であることから、一般大気中と比較してもほとんど差がありません。

地点	項目	検査内容	環境基準	検査結果
③	ダイオキシン類	大気中濃度	0.60pg-TEQ/m ³	0.039pg-TEQ/m ³



大気中のダイオキシン類濃度調査中

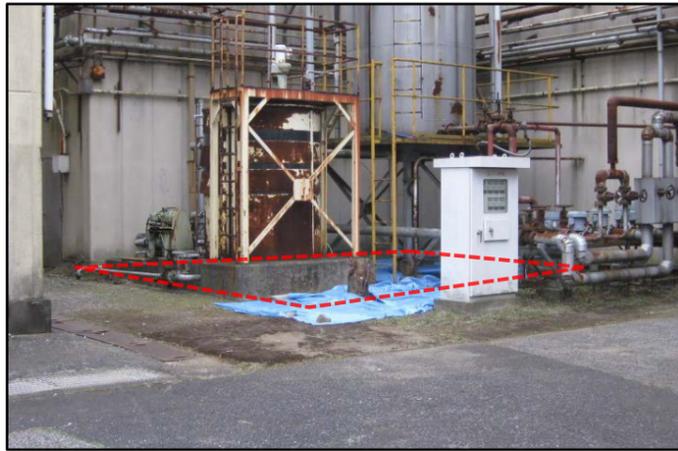
(3) 敷地外土壌及び水質調査結果

六和クリーンセンター敷地内土壌調査の結果を受け、関係法令等に準じて敷地外の土壌及び半径250m以内の井戸水の調査を実施した結果、すべて環境基準値を下回っており、良好な状況にあることを確認しました。

・敷地外土壌及び水質調査について：[別紙資料4](#)

2 汚染土壌除去前の状況

環境基準値を超える「鉛及びその化合物」が検出された地点①は、建築物等に覆われず、裸地の土地があることから、汚染土壌の適正管理のために仮養生を実施いたしました。



汚染土壌適正管理のための仮養生(「鉛及びその化合物」の環境基準値超過地点)

環境基準値を超える「ふっ素及びその化合物」が検出された地点②は、建築物等の下にあり、飛散のおそれがないことから、現状のまま保存し、六和クリーンセンター解体工事に併せて掘削除去することとしました。

環境基準値を超える「ダイオキシン類」が検出された地点③は、敷地境界であることから、汚染土壌の適正管理強化のため、解体工事に先がけ、平成29年1月に耐候性大型土のうに詰め、一時的に人の出入りが出来ない屋根のある場所(敷地内)に保管しておりました。



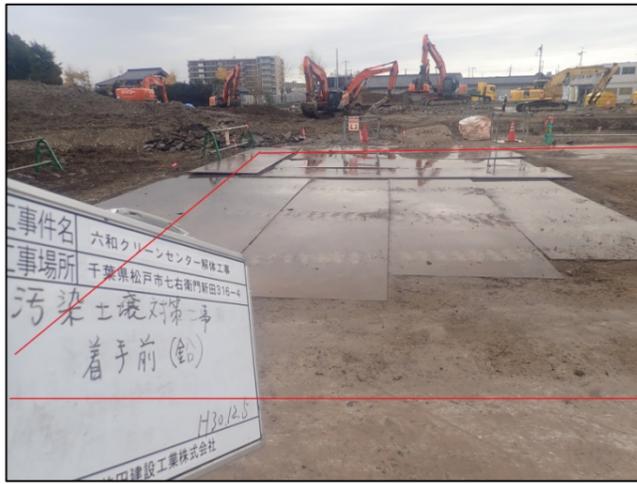
環境基準値を超えた「ダイオキシン類」を含む土壌の一時保管状況

3 六和クリーンセンター解体工事における汚染土壌の除去について

【地点①：鉛及びその化合物の環境基準超過地点】

地点①については、環境基準値を満たしていることを確認している深度（地表面から1.0m以上）までの土壌を掘削除去しました。除去した汚染土壌は、土壌汚染対策法の許可を受けた処理施設にて、適切に処分しました。

地点	項目	汚染深度	掘削除去深度	環境基準	掘削底面の検査結果
①	鉛及びその化合物	0.5m	1.0m以上	150mg/kg	9mg/kg



施工前



施工後

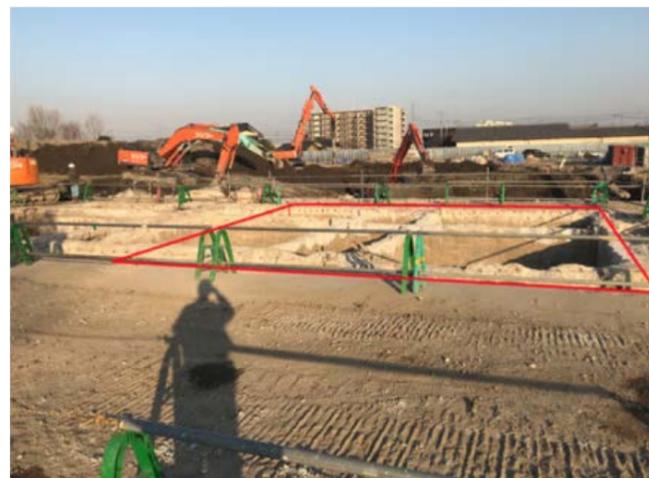
【地点②：ふっ素及びその化合物の環境基準値超過地点】

地点②については、環境基準値を満たしていることを確認している深度（地表面から1.4m以上）までの土壌を掘削除去しました。除去した汚染土壌は、土壌汚染対策法の許可を受けた処理施設にて、適切に処分しました。

地点	項目	汚染深度	掘削除去深度	環境基準	掘削底面の検査結果
②	ふっ素及びその化合物	1.0m	1.4m以上	0.80mg/L	0.20mg/L



施工前



施工後

【地点③：ダイオキシン類の環境基準値超過地点】

地点③は、敷地境界であることから、汚染土壌の適正管理強化のため、解体工事に先がけ、平成29年1月に耐候性大型土のうに詰め、一時的に人の出入りが出来ない屋根のある場所(敷地内)に保管しておりましたが、今回工事で、土壌汚染対策法及び廃棄物処理法の許可を受けた処理施設にて、適切に処分しました。

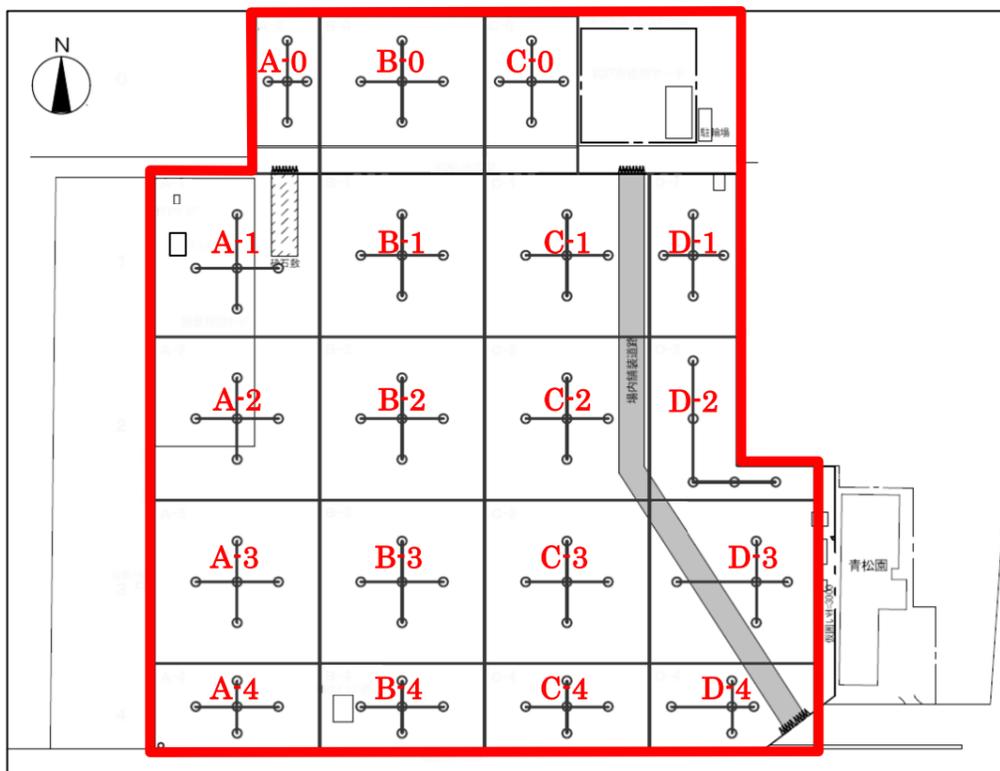
地点	項目	汚染深度	掘削除去深度	環境基準	掘削底面の検査結果
③	ダイオキシン類	0.1m	0.2m以上	1,000pg-TEQ/g	14pg-TEQ/g



搬出状況立会

4 工事完了に伴う土壌調査（ダイオキシン類）の結果について

六和クリーンセンター解体工事完了に伴い、六和クリーンセンター敷地内を30m×30mメッシュ（全19箇所）に分け、すべてのメッシュを対象に土壌調査（ダイオキシン類）を実施しました。結果、すべてのメッシュで環境基準値を下回っていることを確認しました。



サンプリング状況立会

単位：pg-TEQ/g

地点	A-0	B-0	C-0	A-1	B-1	C-1	D-1	A-2	B-2
調査結果	180	60	32	80	22	15	16	53	15

C-2	D-2	A-3	B-3	C-3	D-3	A-4	B-4	C-4	D-4
18	19	18	16	17	12	18	27	17	14

※環境基準値（1,000pg-TEQ/g）